

別表六（三）付表一の記載の仕方

1 この明細書は、法人が地方税の控除限度額の計算につき地方税法施行令第9条の7第7項ただし書（道府県民税の控除限度額）又は同令第48条の13第8項ただし書（市町村民税の控除限度額）（同令第57条の2（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）の規定において準用する同令第48条の13第8項ただし書を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法

人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「法人税の控除限度額1」は、当該内国法人の各事業年度にあつては別表六(二)の「16」の金額を、当該連結法人の各連結事業年度にあつては別表六の二(二)付表の「13」の金額を、当該外国法人の各事業年度にあつては、別表六の三の「11」の金額を記載します。